

## 南種子町農業委員会平成 27 年 5 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 5 月 15 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 17 分

2. 開催場所 研修センター 2 階東側会議室

3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理者	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	2 番	池亀 昭次	
	3 番	中里 安男	4 番	古市 道則	
	6 番	中峰 義哉	8 番	西田 暁	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	

4. 欠席委員 9 番 高田 照美

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 10 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 10 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の申請について

議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 10 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号10番、白川秋信委員。12番、小山重和委員を指名します。

議長 日程第2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは会長諸般の報告を別紙にて報告いたします。4月17日、南種子町農業者年金友の会の理事会・監査を13時30分から研修センターで開催し、会長・局長が出席しております。4月24日、農地流動化促進調査企画検討会、県農業会議4月定例常任議員会議が鹿児島市で開催され、係長が出席しております。内容等については、農地流動化促進調査の企画内容について、農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動に関し、南種子町農業委員会会長の諮問に答申する件であります。4月28日、平成27年度南種子町担い手育成総合支援協議会第1回幹事会が10時から研修センターで開催され、局長・係長が出席しております。新規の認定農業者関係で3名、継続で1名という形であります。5月7日、現地調査、9時から町内であり、出席者については、戸石会長、池亀・古市・小山・寺田・石堂委員、事務局であります。内容につきましては、3条・4条・5条・奨励金の現況確認であります。定例の農地パトロールも実施したところです。同日、町国土調査推進委員会、13時から研修センターで開催され、局長が出席しております。内容につきましては、地籍調査の平成26年度実績及び平成27・28年度調査計画についてであります。同日に書いてありますが、5月8日という日程になります、町地籍調査推進協議会、13時30分から研修センターで開催され、古市・西田委員が出席しております。内容等については、先ほどと同じ内容になります。5月7日、公益財団法人種子島農業公社幹事会が14時から中種子町で開催され、係長が出席しております。内容につきましては、平成27年度事業計画について、理事・評議員の選任案についてであります。5月10日、平成27年度町政連絡員会が8時30分から研修センターで開催され、局長が出席しております。内容等につきましては、町政連絡員に依頼する事項ということで、農業委員選挙人名簿申請取りまとめ、農業委員会だよりの配布等の依頼であります。5月14日、種子島地区農業改良普及事業協議会幹事会が13時30分から中種子町で開催され、局長が出席しております。内容等については、平成27年度総会付議事項についてであります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議長 日程第3、議案協議 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成24年度第10号農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権1件)に対する意見決定について、を議題にします。議案第1号の説明を、事務局よりお願いいたします。河野係長。

事務局 議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権1件)について承認を求めるものでございます。

資料のほうは2ページをお開きください。

番号1は、平成24年度第10号にて承認された、平成24年9月28日付け公告の一部変更に関する、貸す人・A、借りる人・Bであります。3ページのほうをお開きください。

平成24年10月1日から平成30年9月30日までの6年間設定期間で、田が7,698㎡、所有権移転のための合意解約でございます。資料のほうは4ページをお開きください。変更契約内訳書について説明いたします。

整理番号1番についてですが、利用権設定をする者は南種子町〇〇〇番地〇 Aさん・81歳で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇番地のBさん・53歳です。登記・現況は、田で13筆の7,598㎡、権利の内容は主に水稲作付で設定をしておりましたが、平成27年4月23日付で所有権移転のための合意解約の申し出によるものでございます。

個別の資料につきましては5ページから8ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。以上、承認を求めます。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありますか。

(「はい。」の声あり。)

議長 はい。白川委員。

10番委員 えっと所有権移転っちゅうことは、売買ったっちゅうことですね。

議長 事務局。

事務局 所有権移転は、この後の3号議案でありますけれども、お金のほうの分についてはありません。譲渡という形でやっております。名前はA氏からC氏へ。ご兄弟になりますが、中種子のほうにお住まいの方になります。その方が、お兄さんの農地を今回譲り受けていくということで、所有権の移転という形になっております。

議長 はい。白川委員。この件は、とにかく所有権を弟さんに移転したいために、今まで結んでおいた契約を解除するということです。

10番委員 じゃからBさんに所有権を移転される訳でしょ。

議長 事務局。

事務局 いいえ。Bさんではなくて、AさんからCさんに所有権が移転されるんですが、Bさんが現在耕作中でございます。で、耕作しているBさんから

の同意を得て、今回、AさんからCさんへの所有権移転という形になっていきます。

10番委員 はい。分かりました。

議長 他にないですか。

議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号につきましては原案どおり決定いたしました。

議長 日程第4、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第10号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。なお、整理番号4番については、池亀 昭次委員が参与の制限に該当します。

先ず整理番号4番のみを議題とします。池亀 昭次委員が農業委員会法第24条 議事参与の制限に該当することになりますので、池亀委員の退場を求めます。

(池亀委員、退場。)

議長 事務局より議案第2号 整理番号4番のみの説明をお願いします。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年5月29日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権8件の内1件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料のほうは12ページをお開きください。整理番号4番について説明いたします。今回、利用権を設定する方は、南種子町〇〇〇番地〇 Dさんで、利用権設定を受ける方は、〇〇〇番地〇 Eさんです。現況は、畑が2筆の6,035㎡です。設定期間は、5年間設定で、新規設定となっております。平成27年6月1日から平成32年5月31日までとなっております。

個別の資料については、17ページに字図を添付してありますので、お目通しのほうをお願いします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上8件の内、1件について説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 (質疑は) ありませんか。

(「なし。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号4番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、

原案どおり決定いたします。整理番号4番については原案のとおり決定いたしました。

議長 池亀委員の入場を求めます。

(池亀委員、入場。)

議長 引き続き議案第2号 整理番号4番以外を議題にします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年5月29日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権8件の内、残り7件と使用貸借権1件を定めたいので、承認を求めるものです。

資料のほうは12ページをご覧ください。先ず、農用地利用集積計画の内、賃貸借権7件について説明いたします。

利用権設定をする方は、〇〇〇番地 Fさん 外6名の方で、利用権設定を受ける方は〇〇〇番地〇 Gさん 外6名の方です。現況は、畑が16筆の48,689㎡です。設定期間は、5年間設定が1件の新規設定と4件が再設定、10年間設定が1件で新規設定となっております。

なお整理番号1番、土地の所在、〇〇字〇〇〇—〇の畑1筆につきましては、新規設定になっております。

続いて、使用貸借権1件について、説明いたします。資料は13ページをご覧ください。整理番号9番の使用貸借について、説明いたします。南種子町〇〇〇番地〇〇 HさんとIさんは親子関係にあります。Hさんが農業者年金受給者で、Iさんへの経営移譲を行っているところです。貸借期間の終了したことに伴いまして、再設定するものでございます。畑が5筆の9,891㎡でございます。個別の資料は、23ページから24ページになります。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑はありますか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人(貸人)・J、譲受人(借人)・K 外8件を議題とします。事務局より説明をお願いします。河野主事。

25 ページをお開きください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が8件、使用貸借が1件です。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、資料を読み上げます。

整理番号1番、譲受人が〇〇〇番地〇〇 Kさん。譲渡人が〇〇〇番地 Jさんです。土地の所在が〇〇字〇〇〇—〇 外2筆の計3筆、地目はすべて田で、地積の合計は4,550 m<sup>2</sup>。贈与による所有権の移転で、対価は無償です。

整理番号2番、借人が〇〇〇番地〇〇 Kさん。貸人が〇〇〇番地 Lさんです。土地の所在が〇〇字〇〇〇—〇。地目は畑で、地積は1,018 m<sup>2</sup>。使用貸借設定です。

整理番号3番、譲受人が〇〇〇番地〇〇 Mさん。譲渡人が〇〇〇番地〇〇 Nさんです。土地の所在が〇〇字〇〇〇—〇 外1筆の計2筆で、地積の合計は3,760 m<sup>2</sup>。所有権の移転で対価は無償です。

整理番号4番、譲受人が〇〇〇番地〇〇 Nさん。譲渡人が〇〇〇番地〇〇 Mさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇の1筆。地目は畑で、地積は4,844 m<sup>2</sup>。所有権の移転で対価は無償となっています。次のページをお願いします。

整理番号5番、譲受人が〇〇〇番地〇の〇さん。譲渡人が愛知県豊田市〇〇〇番〇〇〇のPさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇 外1筆の計2筆です。地目はすべて畑で、地積の合計は979 m<sup>2</sup>。贈与による所有権の移転で、対価は無償となっています。

整理番号6番、譲受人が〇〇〇番地 Qさん。譲渡人が西之表市〇〇〇番地のRさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇〇の1筆。地目は畑で、地積は3,433 m<sup>2</sup>。売買による所有権移転の移転で、対価は〇〇万円となっています。

整理番号7番、譲受人が〇〇〇番地 Qさん。譲渡人が〇〇〇番地〇のSさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇〇〇の1筆。地目は畑で、地積は3,284 m<sup>2</sup>。売買による所有権移転の移転で、対価は〇〇万円です。次のページをお願いします。

整理番号8番、譲受人が〇〇〇番地のTさん。譲渡人が大阪府大阪市〇〇番〇〇—〇〇〇号のUさんになります。土地の所在が、〇〇字〇〇〇 外5筆の合計6筆。地目はすべて畑で、地積の合計は6,538 m<sup>2</sup>。所有権の移転で対価は無償です。次のページをお願いします。

整理番号9番、譲受人が中種子町〇〇〇番地〇のCさん。譲渡人が〇〇〇番地〇のAさんです。土地の所在が、〇〇字〇〇〇—〇 外13筆の合計14筆。地目はすべて田で、地積の合計は7,627 m<sup>2</sup>。所有権の移転で対価は無償です。

字図は38ページから添付しています。これらの件につきましては、29ページからの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しな

いため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番・2番。白川委員。

10番委員 それでは説明をいたします。譲受人・Kさんは、譲渡人・Jさんの娘さんでありまして、お母さんがかなり高齢というようなことがありまして、田んぼ3筆を娘さんに贈与するというふうなことでございます。どうぞ、よろしく願いをいたします。

それから整理番号2番。Kさんは、譲渡人・Lさんの息子の嫁さんでありまして、まあ息子はV君ですけれども。まあ義理の父親ということになります。Lさんが、Kさんに、Kさんが後2・3年したら退職をされるということで、今の内にと言えばおかしいですけれども、Lさんが畑、1,018㎡、これを失って、(Kさんへ)貸借するというところでございます。一つよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 長 整理番号3番・4番は、担当委員の高田委員が欠席をしておりますので、代わりに私が説明をいたします。

5番委員 MさんとNさんですけれども、数十年前から、この土地は交換分合されていた土地でありまして、〇〇字の〇〇〇の土地は、〇〇牧場前の道を挟んですぐ隣の、宅地の北側になりますか、(その)所の畑でございます。〇〇〇のこの畑はMさんの畑でありましたけれども、前々から〇〇〇の畑と交換分合をしておりまして、未だ名義の変更がなされていなかったということで、今度お互いの話し合いの中で、名義変更が出来るということで、3条申請で名義変更をするということでございます。で、前々の交換分合の時に、この土地とこの土地ということで、お互い話し合いが出来まして、対価は無償でございます。以上で説明を終わります。

議長 長 整理番号5番、寺田委員。

1番委員 はい。5番についてですけれども、OさんとPさんは兄<sup>きょうだい</sup>妹でございます。Pさんの兄のほうの所有地でございます。場所はWさんが家へ行く途中でございますけれども、そこでございます。その近くには自分が作っているロベ畑もありまして、兄の畑の所有権を無償で移転いたしまして、申請地には、もう既にロベ作付けをしております。ですから今後ともすべての農地において、有効に活かされると思います。以上です。

議長 長 6番・7番、池亀委員。

2番委員 はい。6番・7番についてお願いいたします。買う人はQさん、これは7番のほうも同じでございます。先ず初めにSさんの畑をQさんがどうしても売って欲しいということをお願いをいたしまして、それでSさんのほうも体が不自由で百姓をやっていたということで、じゃあ売らましようということで買うことになり、それでその畑のお隣さんがRさん

の持っている畑でございまして、ほいで初めはもう貸すつもりでおったんですが、本人に会って話をしたところ、もう私は百姓をやるつもりはないということで、だったら今の内に売ったらどうですかということで、それでQさんに売るようになった次第でございます。以上でございます。

議 長  
12 番委員

整理番号 8 番、小山委員。

えー5月7日にですね。皆さんで現地調査を終えているんですが、まあTさんとUさんは兄弟なんですよ。『〇〇』と姓が違うのは、Uさんが生まれた時に養子に行っています。そういう流れになっています。

Uさんは50年程前、昭和43年と伺ってますが、大阪に出稼ぎに行ったんですね。その間、Tさんが農地を管理し、耕作していたそうです。まあ税金の問題もあるし、今まで管理してもらったしということで、兄ちゃんに譲りたいと言って、今回の名義整理ということで、今後とも管理してもらいたいということで、兄さんのTさんに無償で贈与するということです。まあTさんも87歳ですけども、まだまだ元気ですね。すべての土地を管理されていますので、ご審議方よろしくお願ひします。以上でございます。

議 長  
7 番委員

(整理番号) 9 番、石堂委員。

整理番号9番について説明いたします。Cさんは中種子にお住まいですけども、以前からAさんの農地を、要するに〇〇家の農地を他人に譲りたくないというところで、Cさんが引き受けてやっているところです。以前に(議案として)出たと思いますが、税金の関係もありまして、外の人に渡したくないということです。で、Aさんは今、施設のほうに入ってます、全然農業をやれない状態ですので、農地を大事に思うCさんが中種子にお住まいですけども、自分が名義を変えて、それで後々(議案として)また出て来るとは思いますが、Bさんに貸している状態ですので、そういうことで農地はちゃんとBさんが管理してあります。農地については全部、Bさんが綺麗にしてありますので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第3号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長

日程第6、議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、申請人・Xを議題とします。事務局より議案の説



明をお願いします。河野主事。

事務局

51 ページをお開きください。議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、資料を読み上げます。

整理番号1番、申請人は所有者であります、〇〇〇番地〇のXさん。土地の所在は〇〇〇字〇〇〇です。地目は田ですが、現況は雑種地の状態となっています。地積は529㎡。現況意見といたしまして、『地目は田であり、湿田のため、数年前から客土を行い、農地として利用する計画でありましたが、客土した土に砂利等が混入していたため、作物の生育が悪く畑を荒らさないよう管理しておりましたが、数年前より放置しておりました。今後農地として復元する見込みがないので申請します。』とのことです。字図は次のページに添付をしていますので、お目通しをお願いします。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

1番委員

事務局から説明があったとおりでございますけれども、場所は〇〇〇センターの反対側でございます。住宅密集地というか、住宅に囲まれた土地でございますけれども、この申請地は名義人がXさんではございません。故人の、もう死んで亡くなっておりませんけれども、Yさんという方の名義でございます、Xさんというのは、このYさんの長女です。ですから、長女としてXさんが、申請をしているところでございます。

それともう一つ、ややこしいんですけれども、この管理者、耕作者は別の人でございます、〇〇〇のZさんでございます。この申請地ですけれども、以前は今さっき事務局からありましたように、水田で、かなり昔から沼地でございます、それで泥を入れて畑にしていたんですけれども、水が湧くところでございまして、雨の時には唐いもを作っても、畝とも流されるといったところで、畑の周りにブロックをして、泥水が流れないようにしたんですけれども、それでも雨が降ると水はけが悪くて、沼地になって耕運機も畝を立てられないということで、何年間かは、鍬で畝を上げて、唐いもを作っておりましたけれども、極めて生産性の低い土地でありまして、まあ農地というような定義から言うと、どうかなあという土地でございます。そして又、数年前から殆どそれを諦めて、耕作しておりませんけれども、周辺は住宅街ということで、環境を考慮するということで、荒らさないように草を払ったりしております。現状は、ここに書いてあるとおり、砂利等が散乱しておりまして、農地として使えるかなあというふうに私のほうは思いました。以上、ご審議方をお願いいたします。

議長  
議長

担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。はい。全員賛成ですので、原案どおり決定いたしました。議案第4号については、原案どおり決定いたしました。

議 長 日程第7、議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・a 外3件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事。

事 務 局 53ページをお開きください。議案第5号 農地流動化奨励金交付申請について、説明をいたします。

申請人は、aさん 外3名の方々になります。地積の合計は218アール、奨励金の合計額は〇〇万〇千円です。現地調査において、耕作されていることを確認しておりますので問題はないと思います。以上で説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

7番委員 すみません。

議 長 はい。石堂委員。

7番委員 このaさんのところの担当なんですけども、地目は(畑でなく)田んぼです。

議 長 事務局。

事 務 局 すみません。今、石堂委員から説明があったとおり、地目は田んぼです。畑になっていますが、田んぼになりますので、修正をお願いします。

後すみません。一番下の整理番号4番の所なんですけれども、bさんの件のこの場所、レンコンを作っている所なんですけども、ここも畑でなく田んぼになります。これも併せて修正をお願いします。

議 長 他に意見はないですか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。